

秋田県議会の概要

令和8年度



秋田県議会事務局

目 次

1	議会の沿革	-----	1
2	議 事 堂	-----	2
	議事堂平面図	-----	3
3	議会の構成		
(1)	議 員 定 数	-----	4
(2)	議 員 の 構 成	-----	4～5
(3)	議 員 一 覧	-----	6
4	会期・本会議		
(1)	定例会及び臨時会	-----	7
(2)	会 期	-----	7
(3)	本 会 議	-----	8～13
(4)	議員提出の主な条例	-----	14
5	常任・特別委員会		
(1)	委員会の名称、定数及び所管事項	-----	15～16
(2)	委員及び正副委員長の選任	-----	17
(3)	委員及び正副委員長の任期	-----	17
(4)	委員会（分科会）の活動	-----	17～19
6	議会運営委員会		
(1)	設置及び構成	-----	20
(2)	委員会の開催状況等	-----	20
(3)	議会広報に関する検討小委員会	-----	21
7	協議又は調整を行うための場	-----	21
8	請願及び陳情		
(1)	受理及び審査	-----	21～22
(2)	処 理 結 果	-----	22

9 意見書及び決議

- | | | |
|------------------|-------|----|
| (1) 意見書案及び決議案の提出 | ----- | 23 |
| (2) 意見書及び決議の処理状況 | ----- | 23 |

10 傍 聴

- | | | |
|------------|-------|----|
| (1) 本会議の傍聴 | ----- | 24 |
| (2) 委員会の傍聴 | ----- | 24 |

11 議員の報酬等

- | | | |
|---------------|-------|----|
| (1) 報 酬 | ----- | 24 |
| (2) 費 用 弁 償 | ----- | 25 |
| (3) 応 招 旅 費 | ----- | 25 |
| (4) 期 末 手 当 | ----- | 25 |
| (5) 政 務 活 動 費 | ----- | 26 |

12 議会事務局

- | | | |
|------------------|-------|-------|
| (1) 構成と事務分掌 | ----- | 27 |
| (2) 職員の職と人員 | ----- | 28 |
| (3) 議会の情報公開・資産公開 | ----- | 29 |
| (4) 函 書 室 | ----- | 29～30 |
| (5) 刊 行 物 | ----- | 31 |
| (6) 議 会 広 報 | ----- | 32 |
| (7) 議 会 予 算 | ----- | 33 |

- | | | |
|-------------|-------|-------|
| 13 歴代正副議長一覧 | ----- | 34～35 |
|-------------|-------|-------|

参 考

○秋田県勢の概要

1 秋田県の歴史	-----	36
2 地勢・気候		
(1) 地勢	-----	36
(2) 気候	-----	36
3 総人口、年齢別人口及び世帯数		
(1) 総人口	-----	37
(2) 年齢別人口	-----	38
(3) 世帯数	-----	38
4 県財政	-----	39

1 議会の沿革

秋田県議会は、明治11年7月22日、府県会規則の制定による県会を始まりとする。翌12年2月28日、初の県会議員選挙によって、県下9郡より選出の議員33人の構成による第1回通常県会が、同年3月20日秋田師範学校講堂を議場として開会された。会期は20日間で「営業税、雑種税、税額及び徴収方法」等の5議案と2建議案に関する事件の審議が行われた。議員の任期は4年で、2年ごとに半数ずつ改選する複選制であった。選挙人の資格は、満20歳以上の男子で、郡内に本籍があり、地租金5円以上を納める者に限られたため、当時の秋田県の人口約60万人に対し、有権者数は約5%の29,165人であった。

その後の10年間には、常置委員会の設置など部分的に数次の改正が行われ、明治23年5月17日、府県会規則に代わる府県制が公布され、本県では翌24年8月1日に実施している。この府県制では、これまでの常置委員会を廃し、参事会を設けた。議員の選挙は間接選挙となり、議員定数は従来の41人から30人となった。

次いで、明治32年3月16日府県制が全面的に改められ、議員の選挙は再び直接選挙となり、議員の任期は4年とされ、半数改選の複選制は廃止された。議員定数は府県の人口によることとなり、本県は31人となった。

さらに、大正15年6月24日の改正で男子普通選挙制が実現し、選挙権は、従来の納税要件を廃し、満25歳以上の男子で、2年以上市町村の公民である者に与えられた。第1回男子普通選挙は昭和2年9月25日に行われ、1市9郡から34人の議員が選出された。

昭和14年9月25日に県会議員の選挙が行われたが、昭和22年4月30日までは戦時特例によって議員の任期が延長されたため、旧府県制の県会議員の選挙は明治11年公布の府県会規則時代と合わせて24回で終わりを告げた。

なお、県会の開催回数は、昭和20年1月24日の臨時県会を最後に、明治12年の第1回通常県会から143回を数えた。

終戦後、昭和22年4月17日に新憲法に基づく地方自治法が公布され、同法の施行により、住民自治に立脚した地方議会には、議決権の拡張、機関委任事務に対する説明請求権、意見陳述権、監査請求権等が与えられた。また、参事会が廃止され、委員会制度を導入して案件を部門別、専門的に審議することとなり、図書室の設置等に関する規定が設けられる等、権限は大幅に強化された。名称は、「県会」から「県議会」に、「県会議員」から「県議会議員」と改称された。

婦人参政権が認められて初めての新制第1回県議会議員選挙は、昭和22年4月30日に行われ、2市9郡から48人の議員が選出された。以降、18回の改選を経て今日に至っている。

さらに、議会の権限は地方自治法の数次の改正により強化拡大され、本県議会においても、議会運営に必要な諸般の条例、規則等の整備が行われるとともに、平成3年には議会運営を円滑に行うための議会運営委員会が任意設置から法定設置となり、平成18年12月には委員会による議案の提出権が、平成20年10月には「協議又は調整を行うための場」が制度化された。

平成23年9月から、開催月を呼称に冠し、年4回開催していた定例会を、年2回（改選の年は年3回）制に変更した。

議員定数は、平成の市町村合併により平成19年の一般選挙から14選挙区45人とし、その後の人口減少等により、平成27年の一般選挙から14選挙区43人、令和5年の一般選挙から14選挙区41人とした。

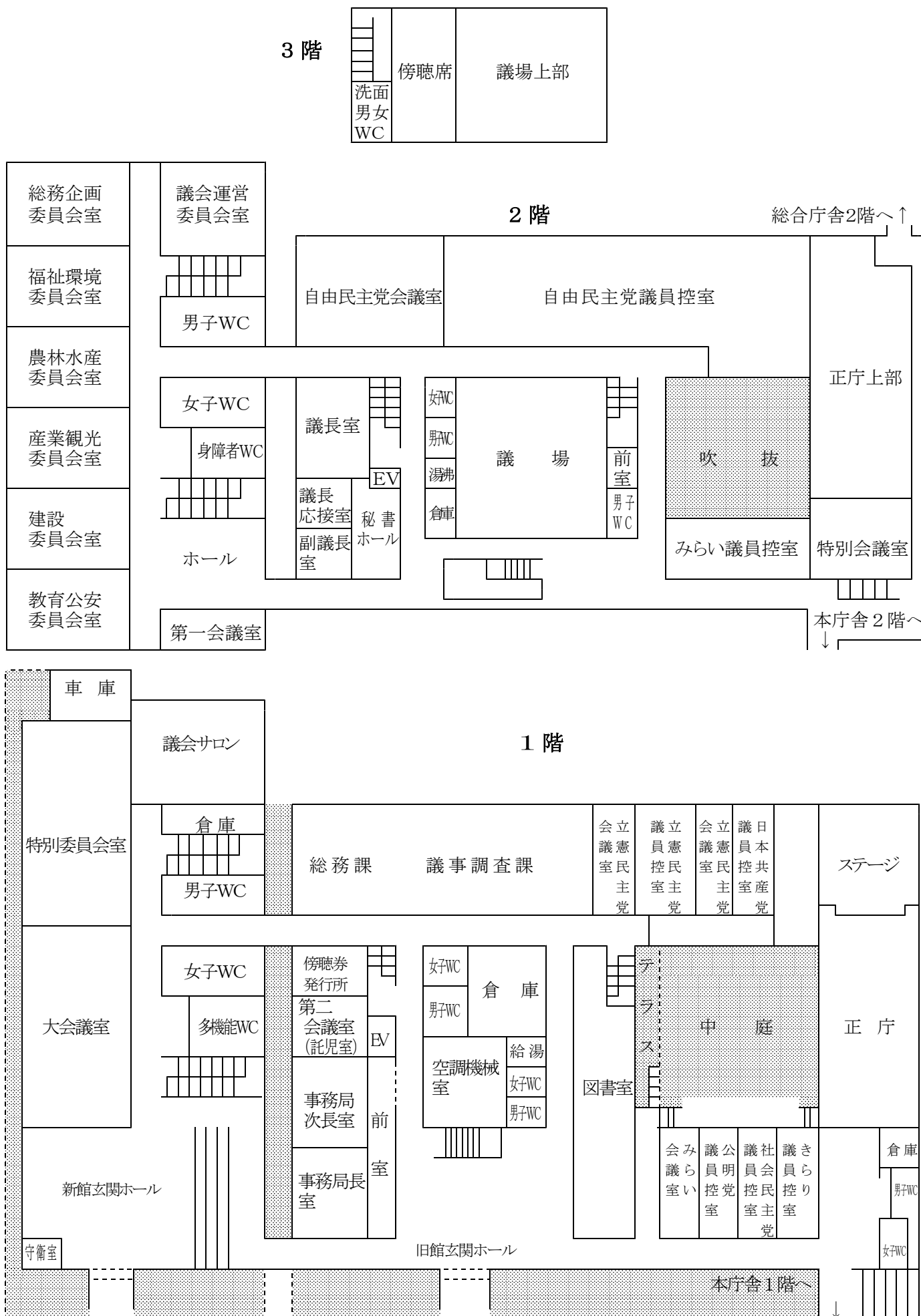
2 議 事 堂

明治12年3月20日に開かれた第1回秋田県会は、秋田師範学校の講堂（現秋田市中通一丁目4番6号）を仮議場として行われた。しかし、明治14年6月、同校が火災により焼失したため、同年7月22日の第6回県会から県庁舎玄関奥の広間「人民控え所」を議場として使用した。

明治22年10月には、県庁舎の敷地内に初めて県会議事堂（現秋田市中通一丁目1番2号）が建築された。以後、議事堂は県政の殿堂として久しく偉容を誇ったが、老朽化のため昭和14年11月に隣地へ新築移転した。さらに、昭和23年3月に増築し、常任委員会室を設けた。しかし、昭和32年8月12日、県庁舎とともに議事堂も焼失したため、翌13日、議事堂を日米文化会館（現秋田市中通四丁目12番1号）に移転したが、同会館が手狭のため、同月16日から県立児童会館（現秋田市千秋明徳町2番52号）を議事堂として使用した。

その後、現在地に県庁舎とともに議場を含む議事堂が完成したことから、昭和35年1月4日に移転した。さらに、平成3年3月には議会棟東側の旧計量検定所跡地に常任委員会室を主とした増築棟を建設したほか、既存棟の改修工事を実施し、同年10月に増改築工事が完成して現在に至っている。

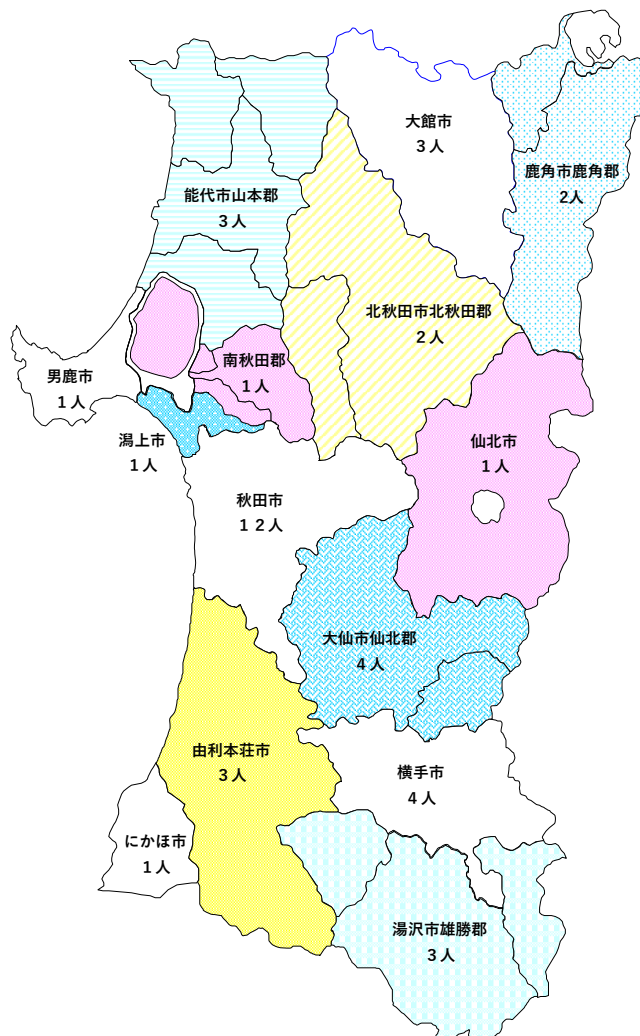
- | | |
|----------|---------------------------|
| (1) 所在地 | 秋田市山王四丁目1番1号 |
| (2) 構造 | 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上3階、地下1階 |
| (3) 建物面積 | 10,253.62㎡ |
| ・ 地階 | 2,787.04㎡ |
| ・ 1階 | 3,343.39㎡ |
| ・ 2階 | 3,831.83㎡ |
| ・ 3階 | 291.36㎡（塔屋含む。） |



3 議会の構成

(1) 議員定数

議員定数は41人であり、選挙区別の定数は次のとおりである。(令和4年3月25日改正)



(2) 議員の構成

① 各会派における所属議員の当選回数別内訳は、次のとおりである。

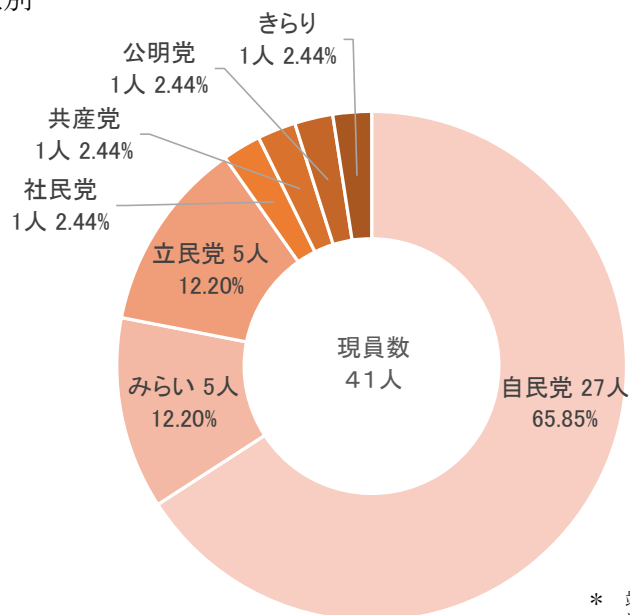
(令和8年4月1日現在)

会派別／当選回数別	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	計
自由民主党	4	9	5		5	1	1	1	1	27
みらい	1			2	1	1				5
立憲民主党	2		1	1				1		5
社会民主党				1						1
日本共産党			1							1
公明党		1								1
きらり	1									1
計	8	10	7	4	6	2	1	2	1	41

② 会派別、当選回数別、年齢別の構成は、次のとおりである。

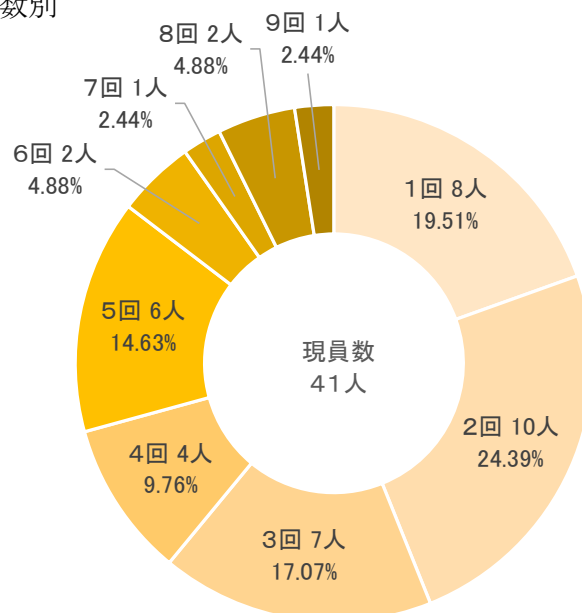
(令和8年4月1日現在)

ア 会派別

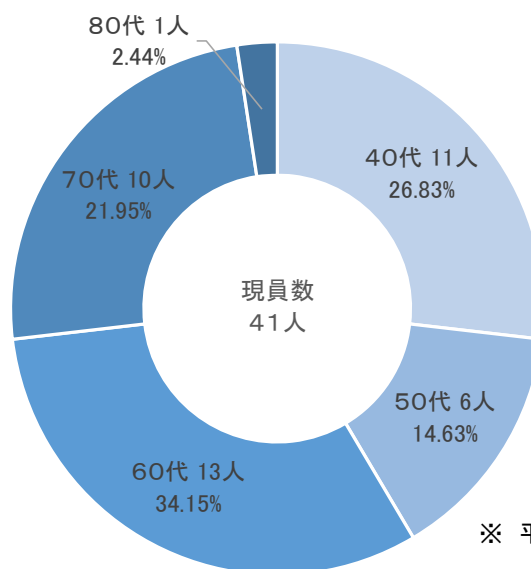


* 端数処理の関係で、合計が100%にならない場合がある。

イ 当選回数別



ウ 年齢別



※ 平均年齢 61.2歳

(3) 議員一覧

(令和8年4月1日現在)

選挙区 (定数)	氏名	所属会派	当選回数	選挙区 (定数)	氏名	所属会派	当選回数
秋田市 (12人)	松田豊臣	公明党	2	男鹿市 (1人)	杉本俊比古	自由民主党	3
	武内伸文	自由民主党	1	湯沢市 雄勝郡 (3人)	住谷達	自由民主党	2
	櫻田憂子	立憲民主党	1		佐藤正一郎	みらい	4
	加賀屋千鶴子	日本共産党	3		高橋健	自由民主党	1
	工藤嘉範	自由民主党	5	鹿角市 鹿角郡 (2人)	児玉政明	自由民主党	2
	竹下博英	自由民主党	5		川口一	自由民主党	7
	宇佐見康人	自由民主党	2	由利本荘市 (3人)	加藤敏一	自由民主党	5
	三浦茂人	みらい	4		三浦英一	みらい	6
	今川雄策	自由民主党	3		小野一彦	自由民主党	2
	島田薫	自由民主党	2	潟上市 (1人)	瓜生望	自由民主党	2
	川邊隼之介	自由民主党	1	大仙市 仙北郡 (4人)	加藤麻里	社会民主党	4
福田博之	立憲民主党	1	原幸子		自由民主党	5	
高橋武浩	自由民主党	3	渡部英治		みらい	5	
能代市 山本郡 (3人)	薄井司	立憲民主党	3	北秋田市 北秋田郡 (2人)	小山緑郎	自由民主党	2
	佐藤信喜	自由民主党	3		佐藤光子	きらり	1
	横手市 (4人)	鶴田有司	自由民主党	8	北林丈正	自由民主党	5
小原正晃		立憲民主党	4	にかほ市 (1人)	佐々木雄太	自由民主党	3
柴田正敏		自由民主党	6	仙北市 (1人)	高橋豪	自由民主党	2
山形健二		みらい	1	南秋田郡 (1人)	鈴木真実	自由民主党	2
大館市 (3人)	小棚木政之	自由民主党	1				
	鈴木洋一	自由民主党	9				
	石田寛	立憲民主党	8				

4 会期・本会議

(1) 定例会及び臨時会

① 招 集

定例会は、毎年2月（第1回定例会）及び9月（第2回定例会）の年2回（ただし、改選の年は2月、5月、9月の年3回）招集される。特別の事情があるときは、会期を前月か翌月に繰り上げ、又は繰り下げることができることとしている。

臨時会は、必要がある場合、その事件に限り招集される。臨時会の名称は、招集されるごとに第〇回臨時会としている。

知事が県議会の招集告示をした場合、同時に議員にその旨を通知している。

② 応 招

議員は、招集日の開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告する。招集日の応招は議事堂入口に備え付けの応招通告書に押印又は署名し、招集日の翌日以降の応招は個々に応招通告書を提出する。

応招後の参集は、議事堂入口に備え付けの議員登退庁電光表示盤を点灯させることにより行っている。

(2) 会 期

会期は、会期の初めに議会の議決で定める。

なお、最近の会期日数は次のとおりである。

年	第1回定例会			第2回定例会			臨時会	計 ※2
	2月議会	6月議会		9月議会	10月議会	12月議会		
4	33日 2/14~3/18	26日 5/27~6/21		28日 9/9~10/6	20日 10/14~11/2	25日 11/28~12/22	0日 —	132日 (233日)
	128日 2/14~6/21			105日 9/9~12/22				
年	第1回定例会	第2回定例会		第3回定例会			臨時会	計 ※2
	2月議会	5月議会	6月議会	9月議会	10月議会	12月議会		
5	32日 2/7~3/10	2日 5/15、16	24日 6/13~7/6	25日 9/11~10/5	18日 10/16~11/2	25日 11/28~12/22	1日 7/28	127日 (189日)
	32日 2/7~3/10	53日 5/15~7/6		103日 9/11~12/22				
年	第1回定例会			第2回定例会			臨時会	計 ※2
	2月議会	6月議会		9月議会	10月議会	12月議会		
6	35日 2/14~3/19	24日 6/12~7/5		26日 9/9~10/4	18日 10/15~11/1	25日 11/26~12/20	0日 —	128日 (246日)
	143日 2/14~7/5			103日 9/9~12/20				
7	32日 2/3~3/6	25日 5/26~6/19	3日※1 4/11、4/30、 5/14	26日 9/8~10/3	18日 10/14~10/31	25日 11/25~12/19	0日 —	129日 (240日)
	137日 2/3~6/19			103日 9/8~12/19				

※1 第1回定例会中、2月・6月議会以外に開催した議会

※2 () 内は、定例会を通算し、臨時会を加えた会期日数

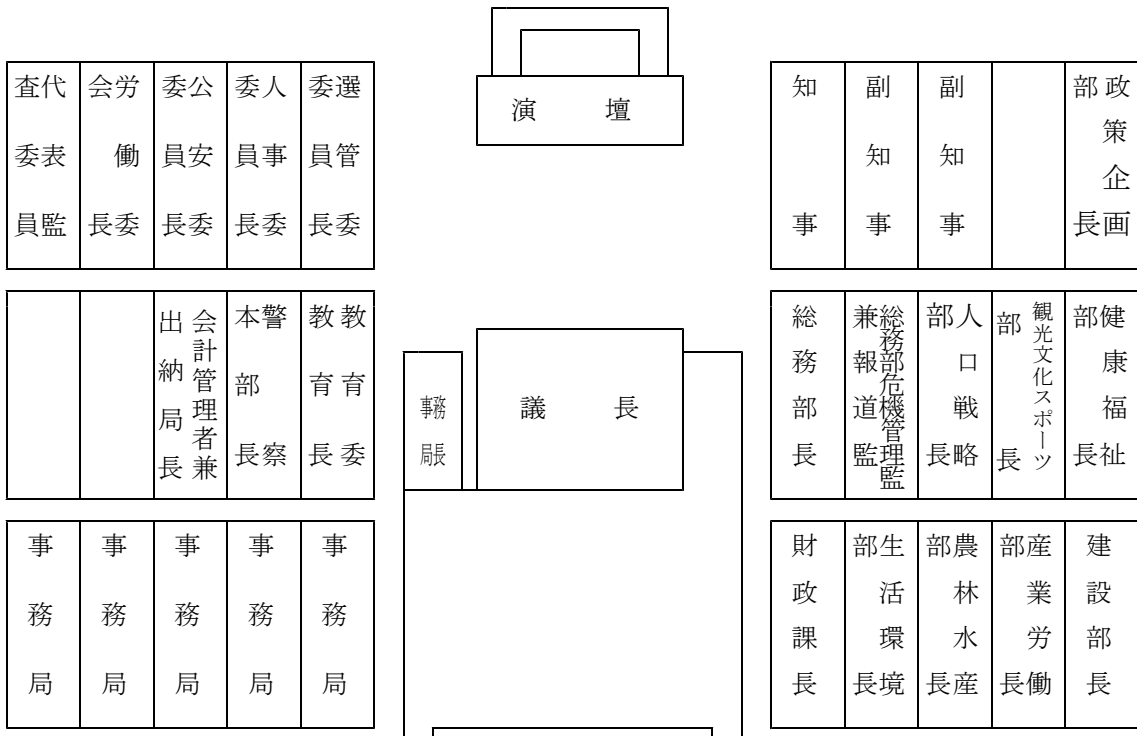
(3) 本 会 議

① 議 席

議席は、会派別に議長が定め、これを変更するときは議長が会議に諮る。議席には番号及び氏名標を付けている。議席配置図は、次のとおりである。

(令和8年4月1日現在)

		36 石田 寛	37 三浦 英一	38 柴田 正敏	39 川口 一	40 鶴田 有司	41 鈴木 洋一		
		29 小原 正晃	30 渡部 英治	31 北林 丈正	32 竹下 博英	33 原 幸子	34 工藤 嘉範	35 加藤 鉦一	
	20 加藤 麻里	21 薄井 司	22 三浦 茂人	23 鈴木 真実	24 佐々木 雄太	25 杉本 俊比古	26 佐藤 信喜	27 今川 雄策	28 高橋 武浩
10 松田 豊臣	11 加賀屋 千鶴子	12 櫻田 憂子	13 佐藤 正一郎	14 島田 薫	15 宇佐見 康人	16 住谷 達	17 児玉 政明	18 小山 緑郎	19 小野 一彦
	1 佐藤 光子	2 福田 博之	3 山形 健二	4 川邊 隼之介	5 高橋 健	6 武内 伸文	7 小棚木 政之	8 高橋 豪	9 瓜生 望



② 会議時間

午前9時から午後5時までとし、議会の議決又は議長の宣告により繰り上げ、又は延長することができる。

③ 議案提出

知事提出議案は、招集当日又は追加提出日に知事から送付される。

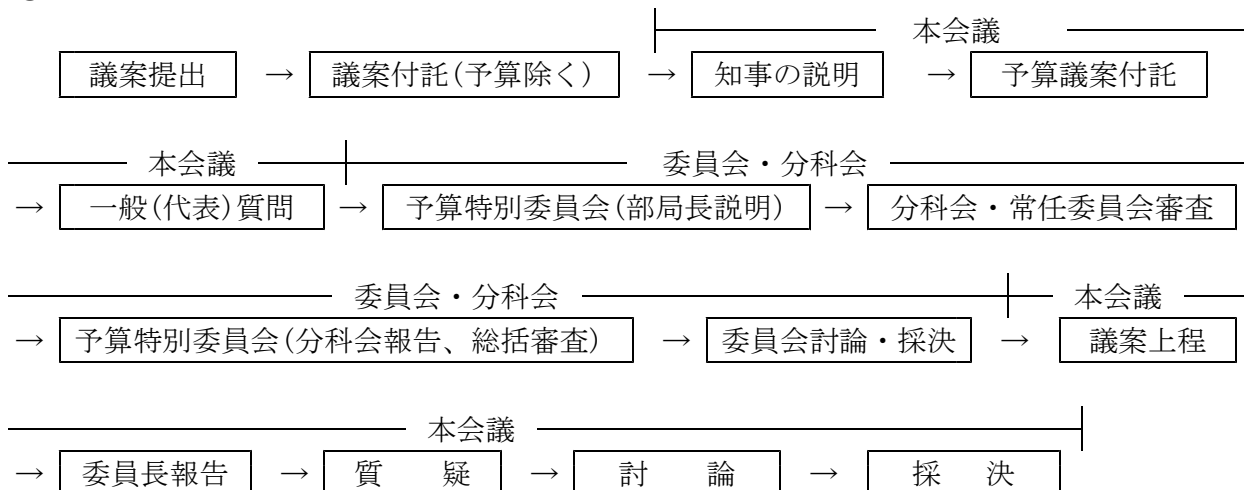
また、議員提出の議案は、地方自治法などに特別な規定があるものは所定の賛成者とともに連署し、その他のものは3人以上の賛成者とともに連署して、あらかじめ議長に提出する。

区 別 年 度	提出数	撤回数	知 事 提 出 数 ・ 撤 回 数					議 員 及 び 委 員 会 提 出 数			
			条例	予算	その他	提出計	撤回	条 例 会 議 規 則	意 見 書 ・ 決 議	修 正	計
平成24年度	376		83	53	212	348		8	20		28
平成25年度	388		111	58	199	368		2	17	1	20
平成26年度	340		71	53	195	319		5	16		21
平成27年度	417		74	56	267	397		2	18		20
平成28年度	294	1	59	50	166	275	1	2	16	1	19
平成29年度	347		89	59	185	333		1	13		14
平成30年度	365		59	57	237	353		2	10		12
令和元年度	313		80	57	163	300		0	13		13
令和2年度	332		69	57	196	322		5	5		10
令和3年度	315		55	57	183	295		6	14		20
令和4年度	352	2	65	50	226	341	2	3	8		11
令和5年度	337		71	59	196	326		1	10		11
令和6年度	296		60	59	168	287		5	4		9
令和7年度	397		79	59	246	384		4	9		13

④ 議事日程

議長が議会運営委員会に諮って作成し、会議の当日、議員に配付している。ただし、やむを得ないときは、議長が口頭で報告し配付に代えることができる。

⑤ 議案審議の順序



⑥ 説明者

議会が招集されると、議長から知事、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長、人事委員会委員長、公安委員会委員長、労働委員会会長及び代表監査委員に対し会議（委員会も含む。）への出席を要求する。

出席要求を受けた知事等は、説明を委任、囑託する者（課長職以上）を定めて議長に届け出る。

説明者が会期中に出張その他で出席できないときは、事前に書面をもって議長にその旨を届け出る。（ただし、休会日は除く。）

⑦ 議案の付託

議案が提出されると、基本的には、予算と決算以外は直ちに議長が職権で所管の常任委員会に、予算と決算は議決で特別委員会に、それぞれ付託している。

⑧ 一般質問・代表質問

一般質問は、県政全般に関する事項について質問する。質問者数は、平成21年度から全議員が年1回質問することを基準として会派に割り当てている。質問順は、議会運営委員会での都度決定しているが、最初に交渉団体（5名以上の会派）に割り当て、次に多数会派順に割り当てており、できる限り同日に同一会派で複数回質問することがないよう配慮している。

代表質問は、交渉団体が第1回定例会2月議会で1回行うことができ、多数会派から順に質問する。

質問時間は、一般質問30分以内、代表質問45分以内で、再質問は5分以内で何回でも行うことができる。

質問者は、質問の骨子をまとめた質問主意書を、議会運営委員会の定めた日（質問初日の2日前）までに議長に提出する。

答弁は、知事、副知事、理事、部局長及び危機管理監、執行機関の委員会の委員長、教育委員会教育長並びに警察本部長が行う。なお、再質問は本質問の答弁者が行うが、それ以外で、知事が答弁する場合又は知事が副知事、理事、部局長若しくは危機管理監を指名した場合には認めている。

一般質問・代表質問の実施状況は、11ページの表のとおりである。

年	会 議 別	質問 日数	質 問 者 数			質 問 時 間	答 弁 時 間	合 計 時 間	一人当り 所要時間 (分)
			人数	会 派 別 内 訳					
令和4年度	第1回定例会 6月議会	3	8	自民党 6 みらい 2	3:55	2:18	6:13	47	
	第2回定例会 9月議会	4	12	自民党 6 立民党 1 共産党 1 みらい 2 社民党 1 人口減少 1	6:3	4:5	10:8	51	
				自民党 6 立民党 1 社民党 1 公明党 1 みらい 2	5:20	3:55	9:15	50	
	第1回定例会 2月議会	4	10	自民党 6 立民党 1 みらい 3	5:30	3:51	9:21	56	
令和5年度	第1回定例会 6月議会	3	9	自民党 7 立民党 1 みらい 1	4:24	3:12	7:36	51	
	第2回定例会 9月議会	3	10	自民党 7 立民党 1 みらい 2	5:4	3:14	8:17	50	
				自民党 6 立民党 1 つなぐ会 1 公明党 1 みらい 1 社民党 1 共産党 1 きらり 1	6:44	4:57	11:40	54	
	第1回定例会 2月議会	3	9	自民党 6 立民党 1 みらい 2	5:20	3:53	9:13	61	
令和6年度	第1回定例会 6月議会	2	6	自民党 4 立民党 1 みらい 1	3:3	2:23	5:26	54	
	第2回定例会 9月議会	3	11	自民党 8 立民党 1 共産党 1 みらい 1	5:38	3:43	9:21	51	
				自民党 4 立民党 1 公明党 1 きらり 1 みらい 1	4:07	2:52	6:59	52	
	第1回定例会 2月議会	3	8	自民党 5 立民党 1 つなぐ会 1 みらい 1	4:1	2:37	6:38	50	
令和7年度	第1回定例会 6月議会	4	11	自民党 6 立民党 2 みらい 2 きらり 1	6:27	3:57	10:24	57	
	第2回定例会 9月議会	3	10	自民党 5 立民党 2 共産党 1 みらい 1 社民党 1	10:53	3:8	14:1	84	
				自民党 5 立民党 1 公明党 1 みらい 1	4:6	2:49	6:54	52	
	第1回定例会 2月議会	4	12	自民党 8 立民党 2 みらい 2	7:57	4:26	12:24	62	

⑨ 議案の上程

付託した議案の委員会審査が終わり、委員会から議長に審査報告書が提出された後、予算案、条例案、その他の議案を区分することなく一括して本会議に上程する。

⑩ 委員長報告

委員長は、本会議で付託された議案が議題となったときに、委員会での審査の経過及び結果を口頭で報告する。

⑪ 少数意見報告

本会議での少数意見の報告は、委員長報告に次いで行う。

委員会審査における少数意見を報告しようとする者は、委員長から審査報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に少数意見報告書を議長に提出する。

年	会議別	少数意見報告のあった事件
昭和41年	6月定例会	議案第69号 職員団体の登録に関する条例案
		議案第70号 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例案
昭和63年	2月定例会	陳情第20号 県費による岩城ゴルフ場改修疑惑解明の調査特別委員会設置について
	6月定例会	陳情第32号 岩城ゴルフ場不正事件の徹底究明を求めため県議会に地方自治法第100条に基づく調査特別委員会を設置することについて
平成9年	6月定例会	議案第124号 平成9年度秋田県一般会計補正予算(第1号)に係る委員会修正案

⑫ 修正案の趣旨説明

修正案の提出がある場合、本会議での委員長及び少数意見の報告に次いで趣旨説明を行う。

修正案は、地方自治法第115条の3の規定によるものは所定の発議者が連署し、その他のものは3人以上の賛成者とともに連署して、あらかじめ議長に提出する。

年	会議別	議員が修正案を提出した最近の事件	修正案の議決結果
平成13年	2月定例会	議案第1号 平成13年度秋田県一般会計予算	可決
		議案第60号 秋田県空き缶等の散乱の防止に関する条例案	可決
平成14年	9月定例会	議案第170号 平成13年度秋田県一般会計補正予算(第3号)	可決
	2月定例会	議案第202号 平成13年度秋田県一般会計補正予算(第4号)	可決
		議案第1号 平成14年度秋田県一般会計予算	否決
平成14年	9月定例会	議案第184号 平成14年度秋田県一般会計補正予算(第2号)	否決
	12月定例会	議案第219号 平成14年度秋田県一般会計補正予算(第3号)	否決
		議案第262号 平成14年度秋田県一般会計補正予算(第4号)	否決
平成15年	2月定例会	議案第1号 平成15年度秋田県一般会計予算	否決
平成17年	12月定例会	議案第270号 平成17年度秋田県一般会計補正予算(第6号)に対する修正案第1号	否決
		議案第270号 平成17年度秋田県一般会計補正予算(第6号)に対する修正案第2号	否決

年	会 議 別	議員が修正案を提出した最近の事件	修正案の議決結果
平成19年	2月定例会	議案第40号 秋田県副知事定数条例案	否 決
	9月定例会	議案第161号 平成19年度秋田県一般会計補正予算(第2号)	可 決
	12月定例会	議案第205号 平成19年度秋田県一般会計補正予算(第6号)	可 決
平成20年	2月定例会	議案第1号 平成20年度秋田県一般会計予算	可 決
	9月定例会	議案第145号 平成20年度秋田県一般会計補正予算(第2号)	可 決
	12月定例会	議案第194号 平成20年度秋田県一般会計補正予算(第4号) 議案第228号 平成20年度秋田県一般会計補正予算(第5号)	可 決 可 決
平成21年	2月定例会	議案第6号 平成20年度秋田県一般会計補正予算(第7号) 議案第53号 平成21年度秋田県一般会計予算	可 決 可 決
平成22年	2月定例会	議案第50号 平成22年度秋田県一般会計予算	否 決
平成23年	9月定例会 (9月議会)	議案第164号 平成23年度秋田県一般会計補正予算(第4号)	否 決
平成25年	第1回定例会 (6月議会)	議案第121号 平成25年度秋田県一般会計補正予算(第3号)	否 決
平成28年	第2回定例会 (12月議会)	議案第183号 平成28年度秋田県一般会計補正予算(第4号)	否 決

⑬ 質 疑

委員長報告、少数意見報告、修正案の趣旨説明が終わった後、それに対する質疑を行う。
質疑の人員、回数の制限はないが、議長職権による時間の制限、質疑終局の動議の提出ができ、これまでに動議の提出例が2回（昭和24年8月定例会、昭和62年2月定例会）ある。

⑭ 討 論

質疑が終了次第、討論を行う。
討論は、原則として発言通告書を提出して行うことにしている。議長職権による時間の制限、討論終局の動議の提出ができ、これまでに動議の提出例が1回（昭和24年8月定例会）ある。

⑮ 採 決

討論が終了次第、表決を採る。
表決は、簡易表決、起立表決及び投票による表決で行い、投票による表決は、議長が必要と認めるとき又は出席議員の5分の1以上の者から要求があったときに行う。

⑯ 閉会中の継続審査

定例会、臨時会の閉会前に本会議で、常任委員会及び議会運営委員会の所管事項の調査並びに請願の審査、閉会中の審査・調査継続を議決している。

(4) 議員提出の主な条例

① 議案提出権が議会に専属する条例

委員会に関する条例の提案権は議会に専属していることから、常に議会側から提出している。議会運営委員会からの提出が通例となっている。

○秋田県議会委員会条例

② 主として議会側から提出する条例

議員の身分や報酬等に深く関わる条例案は、主として議会側から提出している。

○秋田県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例

○秋田県政務活動費の交付に関する条例

○政治倫理の確立のための秋田県議会議員の資産等の公開に関する条例 など

③ 議員提出による政策条例

議会の政策立案機能として議会側から提出する条例案は、「議員提出（議員提案）による政策条例」等と呼ばれ、これまでに次の14条例が制定され、1条例が一部改正されている。

【 制定 】

議 会	提 出 者	条 例 名
平成15年 2月	農林水産委員	秋田の農林水産業と農山漁村を元気づける条例
平成16年 2月	議員全員	秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例
平成22年 2月	議員全員	秋田県民の読書活動の推進に関する条例
平成23年 2月	議員13名	秋田県がん対策推進条例
平成24年第1回 2月	議員全員	秋田県林内路網の整備の促進に関する条例
平成24年第2回 9月	議員 1名 (賛成者12名)	秋田県歯と口腔の健康づくり推進条例
平成26年第1回 6月	議員全員	秋田の酒による乾杯を推進する条例
平成28年第1回 2月	議員全員	秋田県木材利用促進条例
平成29年第1回 2月	議員全員	秋田県手話言語、点字等の普及等による円滑な意思疎通の促進に関する条例
令和 3年第1回 2月	議員10名	秋田県主要農作物種子条例
令和 5年第1回 2月	議員 5名	秋田県子どもを虐待から守る条例
令和 7年第1回 2月	議員全員	秋田県ケアラー支援条例
令和 7年第2回 9月	議員 6名	秋田県拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例
令和 8年第1回 2月	議員全員	秋田県再生林の促進に関する条例

【 改正 】

議 会	提 出 者	条 例 名
令和 3年第1回 2月	議員4名	秋田県歯と口腔の健康づくり推進条例の一部を改正する条例

5 常任・特別委員会

(1) 委員会の名称、定数及び所管事項

① 常任委員会

秋田県の全ての事務が、いずれかの常任委員会の所管に属するよう定めている。

また、議長、副議長を含めた全ての議員は、いずれかの常任委員になるものとしている。

名 称	定数	所 管 事 項
総務企画委員会	7人	総務部、政策企画部、人口戦略部、選挙管理委員会及び人事委員会の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属しない事項
福祉環境委員会	7人	健康福祉部及び生活環境部の所管に属する事項
農林水産委員会	7人	農林水産部の所管に属する事項
産業観光委員会	7人	観光文化スポーツ部及び産業労働部の所管に属する事項
建設委員会	6人	建設部、出納局、監査委員及び労働委員会の所管に属する事項
教育公安委員会	7人	教育委員会及び公安委員会の所管に属する事項

◎委員長 ○副委員長（令和8年4月1日現在）

委員会 会 派	総務企画 (定数7人)	福祉環境 (定数7人)	農林水産 (定数7人)	産業観光 (定数7人)	建設 (定数6人)	教育公安 (定数7人)
自由民主党	◎高橋 豪 ○武内 伸文 北林 丈正 佐藤 信喜 宇佐見康人	○児玉 政明 鈴木 洋一 竹下 博英 杉本俊比古	◎小野 一彦 川口 一 佐々木雄太 川邊隼之介	◎小山 緑郎 ○小棚木政之 工藤 嘉範 原 幸子 住谷 達	◎鈴木 真実 ○今川 雄策 柴田 正敏 加藤 鉦一	◎瓜生 望 ○高橋 健 鶴田 有司 高橋 武浩 島田 薫
み ら い	佐藤正一郎	◎山形 健二	○三浦 茂人	三浦 英一		渡部 英治
立憲民主党	石田 寛	福田 博之	櫻田 憂子	薄井 司		小原 正晃
社会民主党					加藤 麻里	
日本共産党					加賀屋千鶴子	
公明党		松田 豊臣				
き ら り			佐藤 光子			

② 特別委員会

特別委員会は、議会の議決で設置し、委員定数もその都度定める。

(ア) 予算特別委員会

県の予算案の委員会審査は、平成19年6月から議員全員で構成する予算特別委員会において、分科会方式で行っている。

設置期間：令和7年第1回定例会5月14日議会で設置、令和9年4月29日まで（2年間）

委員長：竹下 博英（自由民主党） 副委員長：宇佐見 康人（自由民主党）

審査方法：各常任委員会を構成単位とする分科会による部局別審査及び全委員が出席して行う総括審査

(イ) 決算特別委員会

県の一般会計決算の認定についての審査は、第2回定例会（改選の年は第3回定例会）において設置される決算特別委員会で行っている。

設置期間：第2回定例会（改選の年は第3回定例会）10月議会で設置、決算議決まで

委員数：10名（令和元年度～令和4年度までは11名）

審査方法：部局別審査及び総括審査

なお、企業会計の決算認定についての審査は、第2回定例会（改選の年は第3回定例会）9月議会で常任委員会に付託して行っている。

(ウ) 調査特別委員会

県政の重要課題や分野を横断する課題などの特定の事件について、集中的に審査又は調査を行っている。

平成15年度以降に設置された調査特別委員会は次のとおりである。

委員会名	設置期間	委員数
議員定数等調査特別委員会	平成15年12月17日～平成17年3月9日	15人
秋田空港ターミナルビル株式会社における経営実態等を解明する調査特別委員会（百条権限付与）	平成17年3月9日～平成18年2月27日	12人
子育て支援・教育充実等に関する調査特別委員会	平成19年6月29日～平成20年9月18日	15人
行政組織再編調査特別委員会	平成21年1月14日～平成21年9月11日	12人
総合防災対策調査特別委員会	平成23年5月13日～平成25年3月7日	15人
経済活性化・雇用対策調査特別委員会	平成24年12月21日～平成26年9月16日	11人
第三セクター等の経営に関する調査特別委員会	平成25年12月20日～平成26年12月19日	11人
地方創生に関する調査特別委員会	平成27年5月11日～平成27年10月8日	11人
地域社会の維持・活性化に関する調査特別委員会	平成29年9月13日～平成30年7月13日	11人
企業の振興と人材の確保に関する調査特別委員会	令和元年10月10日～令和2年9月11日	10人

(2) 委員及び正副委員長の選任

常任委員会、その他の委員は、あらかじめ議会運営委員会（改選の年は世話人会）で各会派に委員数を割り当て、各会派から推薦された者を議長が本会議に諮り選任する。

正副委員長は、ドント方式により各会派に割り当て、各会派から推薦された者を議長が本会議で指名する。

(3) 委員及び正副委員長の任期

① 常任委員会

委員会条例第3条及び第7条第3項では議員の任期中在任すると定めているが、慣例により2年としている。

委員の所属委員会の変更は、各会派に割り当てられた委員数の範囲内で認めている。

② 特別委員会

原則は委員会の存続する間としているが、予算特別委員会は2年としている。

(4) 委員会（分科会）の活動

① 開会（審議日程）中の委員会開催状況

（令和7年4月～令和8年3月）

委員会名	議案件数	請願件数	委員会（分科会）開催	
			日数	時間
総務企画	37	6	24	46時間 20分
福祉環境	12	0	23	34時間 27分
農林水産	17	1	23	31時間 50分
産業観光	11	0	25	43時間 12分
建設	49	2	21	24時間 49分
教育公安	21	2	23	32時間 26分
福祉環境農林水産連合審査会	0	0	1	1時間 15分
予算特別	50	—	26	41時間 4分
決算特別	1	—	9	37時間 52分
議会運営	—	—	19	2時間 31分
計	198	11	194	295時間 56分

② 閉会中及び休会中の委員会開催状況

（令和7年4月～令和8年3月）

委員会名	委員会開催	
	日数	時間
総務企画	3	2時間 28分
福祉環境	1	1時間 56分
農林水産	1	55分
産業観光	3	3時間 18分
建設	4	3時間 14分
教育公安	3	4時間 12分
議会運営	4	50分
計	19	16時間 53分

③ 委員会の調査活動状況

(令和7年4月～令和8年3月)

委員会名	県内調査		県外・要請活動		計	
	回数	延日数	回数	延日数	回数	延日数
総務企画	3	5	1	3	4	8
福祉環境	2	4	1	3	3	7
農林水産	3	5	1	3	4	8
産業観光	2	4	1	3	3	7
建設	3	4	2	5	5	9
教育公安	2	4	1	3	3	7

④ 連合審査会の開催状況

開催年月日	審査案件	関係委員会
昭和42年7月5日 (6月定例会)	議案第62号 秋田県部制設置条例の一部を改正する条例案	○ 総務 農林 土地改良 産業労働
昭和48年12月19日 (12月定例会)	議案第190号 第3種空港の設置及び管理について	○ 総務 農林 環境保健 産業労働
平成19年12月7日 12月17日 (12月定例会中)	所管事項 「比内地鶏」の表示問題について	○ 総務 企画 農林 商工
令和7年4月11日 (第1回定例会(4月11日))	所管事項 「カドミウム基準値超過米の流通」について	○ 福祉 環境 農林 水産

(注) ○印は事件を所管する委員会。

⑤ 公聴会

開催年月日	審査案件	関係委員会
昭和30年9月16日 (9月定例会中)	議案第118号 秋田県県営土地改良事業分担金徴収条例案	土地改良委員会

⑥ 参 考 人

参考人制度については、平成3年9月11日に、議会会議規則等を改正し、諸手続を制定した。
制度適用事例（平成17年以降分）

開催年月日	対 象 委 員 会
平成17年2月1日 平成17年2月17日	総務企画委員会、建設委員会
平成17年3月30日 平成17年5月25日 平成17年7月22日 平成17年8月12日 平成17年9月13日 平成17年10月4日	秋田空港ターミナルビル(株)における経営実態等を解明する 調査特別委員会
平成19年10月29日	福祉環境委員会
平成20年2月14日 平成20年8月11日	子育て支援・教育充実等に関する調査特別委員会
平成20年11月13日	農林商工委員会
平成21年6月29日	学術教育公安委員会
平成22年3月9日	建設交通委員会
平成22年3月25日	予算特別委員会建設交通分科会
平成22年10月4日	教育公安委員会
平成23年6月22日	総合防災対策調査特別委員会
平成23年9月16日 平成23年11月7日	総務企画委員会
平成24年2月21日	総合防災対策調査特別委員会
平成25年2月28日	経済活性化・雇用対策調査特別委員会
平成25年12月11日	総務企画委員会
平成27年9月25日	農林水産委員会

⑦ 証人訊問

地方自治法第100条に基づく訊問

開催年月日	対 象 委 員 会
平成17年4月21日 平成17年5月13日 平成17年6月7日	秋田空港ターミナルビル(株)における経営実態等を解明する 調査特別委員会

6 議会運営委員会

(1) 設置及び構成

平成3年9月定例会で議会運営委員会を条例化し、委員定数を10人として交渉団体（5人以上の会派）の所属議員数の比率によって割り当てていた。しかし、平成18年度からはドント方式により各会派に割り当てることとし、委員定数を15人以内とした。さらに、平成21年5月臨時会からは、委員定数を11人とした。

正副議長は議長、副議長として出席するほか、委員外議員の出席も認めているが、いずれも委員会の表決には加わらない。

◎印 委員長 ○印 副委員長（令和8年4月1日現在）

自由民主党	みらい	立憲民主党	きらり
◎ 佐藤 信喜	佐藤正一郎	薄井 司	佐藤 光子
○ 住谷 達			
柴田 正敏			
今川 雄策			
佐々木雄太			
児玉 政明			
高橋 豪			
高橋 健			

なお、昭和52年9月16日に設置された議会広報委員会が平成5年4月27日に廃止されて以降、同委員会の所管事項を議会運営委員会が所管することになっている。

(2) 開催状況等

招集告示の日に開催することとしているほか、会期中及び閉会中は必要に応じてその都度開催している。

開催状況

（令和7年4月～令和8年3月）

区 別	回 数	時 間
令和7年第1回定例会（6月議会）	2	15分
令和7年第2回定例会（9月議会）	4	49分
令和7年第2回定例会（10月議会）	1	7分
令和7年第2回定例会（12月議会）	3	16分
令和8年第1回定例会（2月議会）	5	34分
閉会中・休会中	8	90分
計	23	3時間31分

調査活動状況

（令和7年4月～令和8年3月）

区 別	回 数	延 日 数
県 外 調 査	1	3

(3) 議会広報に関する検討小委員会

議会広報に関する情報発信の方針や手法等の検討をより専門的に行うため、令和6年7月から議会運営委員会の下に設置し協議検討を行っている。

委員数は6名で、ドント方式により各会派に割り当てている。

◎印 委員長 ○印 副委員長（令和8年4月1日現在）

自由民主党	みらい	立憲民主党	諸会派（日本共産党）
◎住 谷 達 ○小棚木 政之 武 内 伸 文	佐 藤 正一郎	櫻 田 憂 子	加賀屋 千鶴子

7 協議又は調整を行うための場

地方自治法第100条第12項に規定された議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、次のとおり設けている。

名 称	目 的
全 員 協 議 会	県政の課題又は議会の運営に関し協議又は調整を全議員で行うこと。
県 政 協 議 会	議案の審査等に関し執行機関との協議又は調整を行うこと。
会派代表者会議	議会活動、議会運営及び議員に関する基本的な事項について協議又は調整を行うこと。
正副委員長会議	委員会の運営に関する基本的な事項について協議又は調整を行うこと。
世 話 人 会	一般選挙後初めて招集される議会の招集日までの間に議会の運営に関し協議又は調整を行うこと。
政 務 活 動 費 等 検 討 会 議	政務活動費等に関する事項について協議又は調整を行うこと。

これ以外に、必要に応じて協議又は調整を行うための場を本会議での議決により臨時的に設けることとしている。最近の事例は次のとおりである。

○議会活動に関する若者との意見交換会に関する協議会

- ・ 設置期間：令和3年10月7日～令和5年4月29日
- ・ 目 的：議会活動に関する若者との意見交換に関する事項について協議・検討を行うこと

8 請願及び陳情

(1) 受理及び審査

請願・陳情は県政に対する意見や要望を直接県議会に提案できる制度である。持参、郵送又は電子メールにより、誰でも提出可能であるが、請願の場合のみ、県議会議員1人以上の紹介が必要である。

請願書、陳情書の受理は、閉会中を含めていつでも行っているが、各議会における審査は一般質問

初日の午後5時までに受理したものを対象としている。

受理した請願書は、議長職権で所管の常任委員会に、又は議決で特別委員会に付託し、請願文書表を作成して議員に配付する。陳情書は、陳情文書表を作成して議員に配布し、所管委員会に送付されて審査に付されるが、採否は決しない。

(2) 処理結果

請願の提出者には、採否の結果を通知する。また、採択された請願で知事等に対し処理の経過及び結果を請求したものは、その結果を次の議会までに報告している。

請願処理件数

年 度	受 理	継 続 審 査	計	処 理 状 況 内 訳				備 考
				採 択	不 採 択	取 下	継 続 審 査	
平成16年度	29	14	43	12	3	9	19	
平成17年度	15	19	34	10	3	7	14	
平成18年度	15	14	29	9	2	1	17	17件審議未了
平成19年度	18	—	18	12	1	0	5	
平成20年度	19	5	24	12	4	3	5	
平成21年度	16	5	21	9	3	2	7	
平成22年度	19	7	26	10	7	4	5	5件審議未了
平成23年度	14	—	14	11	1	0	2	
平成24年度	6	2	8	7	0	0	1	
平成25年度	14	1	15	8	4	0	3	
平成26年度	15	3	18	6	7	0	5	5件審議未了
平成27年度	20	—	20	7	7	2	4	
平成28年度	16	4	20	7	5	1	7	
平成29年度	9	7	16	6	3	0	7	
平成30年度	13	7	20	6	2	2	10	10件審議未了
令和元年度	32	—	32	7	2	1	22	
令和2年度	9	22	31	24	4	1	2	
令和3年度	9	2	11	5	4	0	2	
令和4年度	8	2	10	3	5	0	2	2件審議未了
令和5年度	8	—	8	5	3	0	0	
令和6年度	9	—	9	3	5	1	0	
令和7年度	11	—	11	6	3	0	2	

9 意見書及び決議

(1) 意見書案及び決議案の提出

国会又は関係行政庁に対する意見書の提出は、議会としての意思表示の一つの形である。意見書提出に係る議案が提出されるきっかけ（発案の種類）は、次の2つに大別することができる。

① 議会自らの発意に基づく場合

② 国政に関して制度の改善、新設等の促進を望む県民からの請願（県議会に対して国会等への意見書の提出を求める内容のもの）や陳情、要望がある場合

①については、議員（会派）又は委員会の発意により意見書案の文案が作成され、関係委員会にて賛成意見で一致したものは委員会提出の意見書案として、一致しなかったものは議員（会派）に差し戻し、議員提出の意見書案として提出される。

②については、請願を採択する場合、関係委員会でご当該請願の趣旨に沿った議会としての意思を意見書案に取りまとめて提出することになる。

また、決議は、対外的に議会の意思の表明が必要であること等を理由に行われるもので、決議案の提出に係る契機や手続は意見書案と同様である。

(2) 意見書及び決議の処理状況

可決された意見書は、その趣旨に沿った関係行政庁等へ提出するとともに、本県選出の国会議員等に写しを配付している。

可決された決議は、対外的に意思を表明すること自体の効果を期待して行うものであり、特定の行政庁あての文書等を提出することはない。

年 度	意 見 書					決 議				
	提案 件数	可決	否決	発案の種類		提案 件数	可決	否決	発案の種類	
				会派等	請願				会派等	請願
平成22年度	27	27		20	7	-				
平成23年度	30	29	1	23	7	3	3		3	
平成24年度	18	17	1	13	5	2	2		2	
平成25年度	17	14	3	10	7	-				
平成26年度	16	14	2	10	6	-				
平成27年度	18	11	7	12	6	-				
平成28年度	16	13	3	11	5	-				
平成29年度	12	7	5	10	2	1	1		1	
平成30年度	9	8	1	4	5	1	1		1	
令和元年度	13	9	4	7	6	-				
令和2年度	5	5		3	2	-				
令和3年度	12	11	1	7	5	2	2		2	
令和4年度	8	7	1	5	3	-				
令和5年度	9	7	2	5	4	1	1		1	
令和6年度	4	4		3	1	-				
令和7年度	7	7		2	5	2	2		2	

10 傍 聴

(1) 本会議の傍聴

傍聴席は一般席、報道関係者席及び特別席に分けているほか、車椅子で傍聴できるよう、専用のスペースを確保している。

報道関係者及び秋田県総務部報道・広聴室長に年間の撮影等を許可しており、報道関係者は報道関係者席で傍聴する。

また、一般の傍聴者は会議当日議事堂傍聴券発行所において一般傍聴券又は団体傍聴券の交付を受けて傍聴する。県職員も一般席にて傍聴する。

なお、元議員は、交付している礼遇章をもって傍聴章に代えている。

(2) 委員会の傍聴

一般の傍聴者は、委員会当日、議会議務局議事調査課で委員会傍聴券の交付を受けて傍聴する。なお、傍聴券は先着順に交付している。

常任委員会室には一般傍聴席（各委員会室10席程度）のほか、報道関係者席を設けている。報道関係者及び秋田県総務部報道・広聴室長には、年間の撮影等を許可している。

一般傍聴者数の推移

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
本会議	699	513	617
委員会	105	76	61

11 議 員 の 報 酬 等

県議会議員の議員報酬等に関する条例において、議員の報酬等を次のとおり定めている。

(1) 報 酬

職 名	議 員 報 酬 月 額	備 考
議 長	930,000円	支給期日は、一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。
副 議 長	830,000円	
議 員	800,000円	

(2) 費用弁償

鉄道賃	運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらに付随する費用の合計額
船賃	運賃、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらに付随する費用の合計額
航空賃	運賃、座席指定料金及びこれらに付随する費用の合計額
その他の交通費	<ul style="list-style-type: none">・一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃・一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段を利用する移動に要する運賃・許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用・議員が自己の所有する自家用自動車等により旅行する場合の移動に直接要する費用
宿泊費	宿泊に要する費用として地域の実情及び旅行者の職務を勘案して定める額（宿泊基準額）
包括宿泊費	移動に係る交通費の額及び宿泊基準額の合計額
宿泊手当	宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費として定める額
渡航雑費	外国旅行に要する雑費として定める費用の額

(3) 応招旅費

鉄 道 賃	車 賃	宿泊費（1夜につき）
運賃、急行料金、特別 車両料金及び座席指定 料金	1キロメートルにつき37円。 有料の道路を利用した場合は、 その利用に係る料金。	実費（上限13,400円）

(4) 期末手当

職 名	6月期 〔議員報酬月額× 1.45(加算率)×1.725月〕	12月期 〔議員報酬月額× 1.45(加算率)×1.725月〕	備 考
議 長	2,326,162円	2,326,162円	支給期日及び支給方法 は、一般職の職員の給 与に関する条例の適用 を受ける職員の例によ る。
副 議 長	2,076,037円	2,076,037円	
議 員	2,001,000円	2,001,000円	

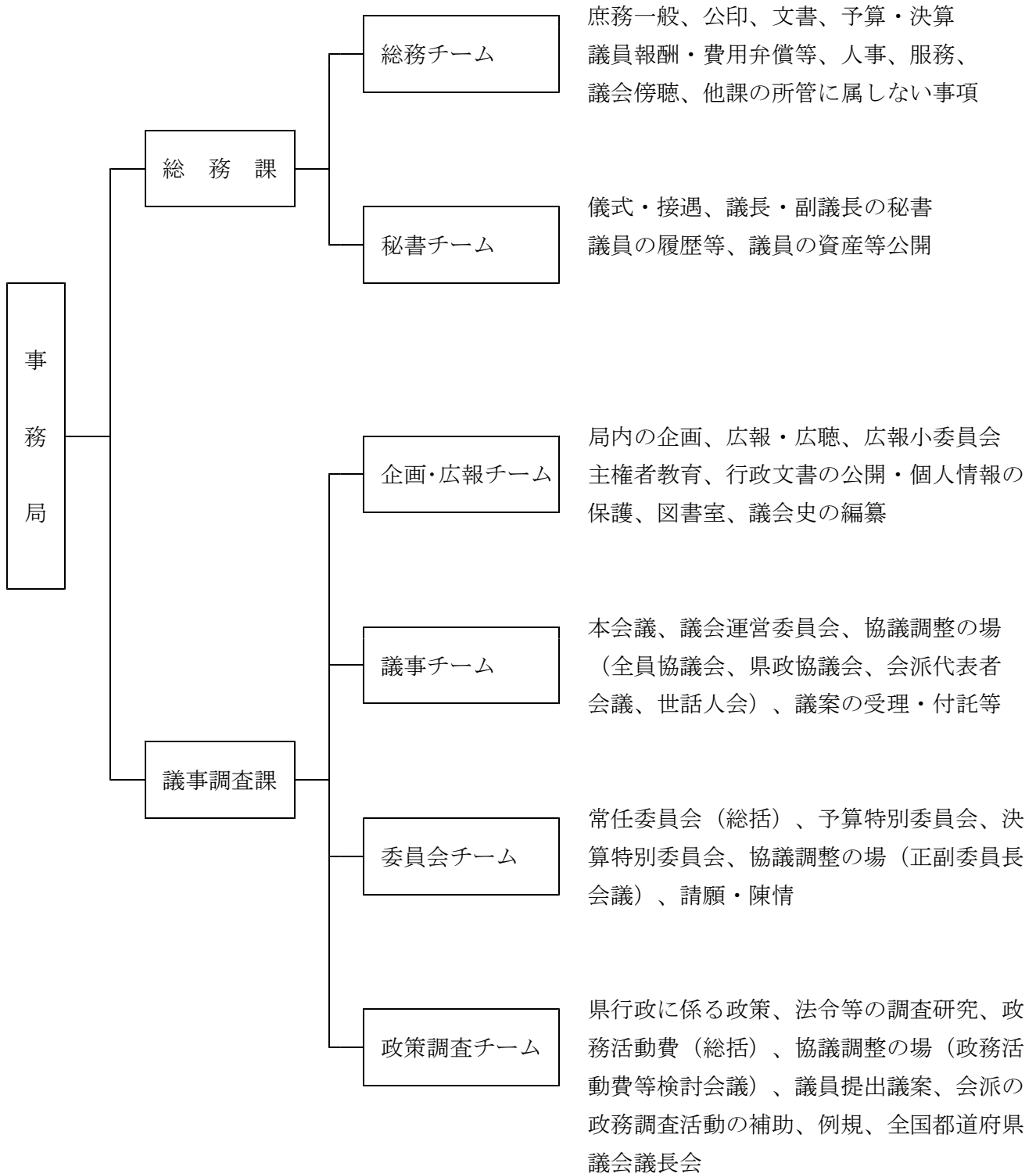
(5) 政務活動費

県議会議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、県議会の会派及び議員に対し、政務活動費を交付している。

区 分	月 額
会 派	30,000円×所属議員数
議 員	280,000円

12 議会事務局

(1) 構成と事務分掌



(2) 職員の職と人員

(令和8年4月1日現在)

区	分	事務局	総務課	議事調査課	計
定	数				36
現	員	2	9	22	33
	局長	1			1
	次長	1			1
	課長		1	1	2
	政策監(兼)チームリーダー			1	1
	チームリーダー		2	3	5
	副主幹(兼)サブリーダー			5	5
	副主幹		2		2
	主査		1	3	4
	主任		1	4	5
	主事		2	5	7
	計	2	9	22	33
	非常勤職員		10	1	11
	合計	2	19	23	44

(3) 県議会の情報公開・資産公開

県議会が保有する情報を広く公開することにより、県民の知る権利を尊重し、開かれた県議会の実現に向け、説明責任を果たしている。

公開の対象は県議会が保有している行政文書で、本会議、常任委員会等の会議録のほか、議員から提出された資産等報告書及び政務活動費収支報告書の写しも含まれる。

平成11年以降の本会議及び平成15年以降の常任委員会等の会議録のほか、政務活動費収支報告書の写しは、県議会ウェブサイトに掲載し閲覧できるようにしている。

(4) 図書室

① 設置・運営

図書室は、地方自治法で議員の調査研究に資するために附置することを義務付けられており、官報、公報、政府刊行物、議員の調査研究に必要な図書及び資料を保管している。

議員の利用に支障がない場合には、一般の利用（ただし資料の閲覧又は視聴に限る）も可能としている。

また、県立図書館との連携企画として、定期的にテーマを設定し、期間限定で同館の図書を展示・貸出している。

② 図書等の選定、管理、廃棄

図書は、基本的に秋田県議会図書選定委員会で選定・決定し収集している。選定では、執行部の政策や地方自治制度に関連するもの、法令の改正に伴い発行されるもの、新聞等マスコミで話題になっているもの等に重点を置いている。

また、司書職員を配置し、図書管理システムによる受入登録、管理、陳腐化に伴う処分（除籍）等を行い、図書室の規模等に応じた利用しやすい図書及び資料の整備に努めている。

③ 蔵書数

(令和8年3月31日現在)

分類	部門	冊数	分類	部門	冊数
A	秋田県関係	1,908	6	産業	1,058
0	総記	197	7	芸術	166
1	哲学	121	8	言語	211
2	歴史	656	9	文学	48
3	社会科学	5,388		資料関係	12,156
4	自然科学	389			
5	技術	647	計		22,945

(注) 分類は「日本十進分類法(最新版)」による。

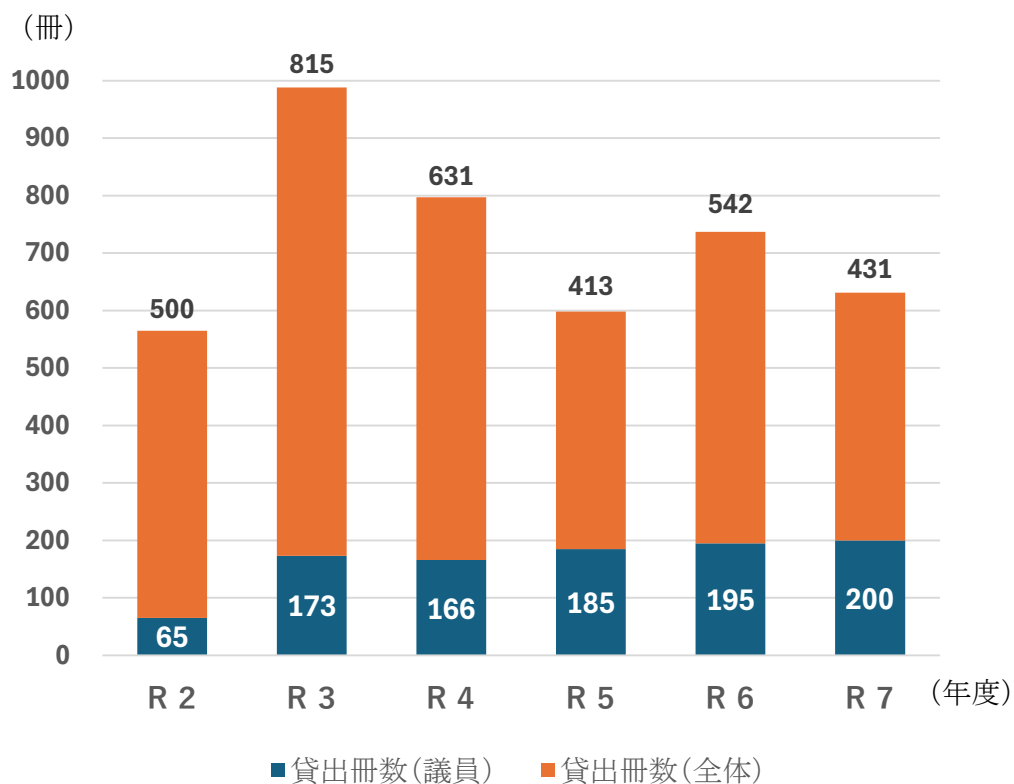
④ 利用者別図書貸出状況

(ア) 年度別貸出状況

(単位:冊、%)

年度	議員		議会事務局職員		知事部局職員等		計
	冊数	割合	冊数	割合	冊数	割合	
令和2年度	65	13.0	232	46.4	203	40.6	500
令和3年度	173	21.2	439	53.9	203	24.9	815
令和4年度	166	26.3	371	58.8	94	14.9	631
令和5年度	185	44.8	152	36.8	76	18.4	413
令和6年度	195	36.0	186	34.3	161	29.7	542
令和7年度	200	46.4	83	19.3	148	34.3	431

(イ) 議員の利用状況



(5) 刊行物

① 秋田県議会の概要

県議会の沿革、議事堂の案内、議会の構成、事務局の構成等、秋田県議会の概要をまとめ、県議会ウェブサイトに掲載している。

② 秋田県議会のしおり

県議会の構成、権限、活動、運営等の概要をパンフレットにまとめ、本会議傍聴者等に配付している。

③ 秋田県議会1カ年の回顧

定例会、臨時会ごとの会議日誌、本会議、委員会の開催状況、議案、請願・陳情等の受理及び処理件数、委員会の活動状況等を統計的に集録するなど、1年間の県議会活動をまとめ、参考資料として議員等の閲覧に供している。

④ 秋田県議会提要

例規、先例、関係法令を収録し、毎年度作成している。

⑤ 秋田県議会史

昭和23年9月、秋田県議会図書室の開設に合わせて、県政史料を整備して体系化するため、県政史の編さんが企画された。

その後、昭和27年度に編さん作業に着手し、昭和30年3月に「秋田県政史」上巻（県政史概観）を、翌年の昭和31年3月に下巻（議政編）を発刊した。上下巻の掲載期間は、明治12年の第1回県会から昭和20年8月の終戦までとなっている。

その後、「秋田県議会史」として第1巻から第7巻までを刊行した。第6巻及び第7巻は平成21年度から平成26年度までの継続事業とし、平成24年3月に第6巻を、平成27年3月に第7巻を発刊した。

巻	発刊時期	掲 載 期 間
1	昭和54年3月	終戦から昭和30年2月定例会まで
2	昭和59年3月	昭和30年4月から昭和38年2月定例会まで
3	平成元年3月	昭和38年4月から昭和46年2月定例会まで
4	平成5年3月	昭和46年4月から昭和54年2月定例会まで
5	平成20年3月	昭和54年4月から昭和62年2月定例会まで
6	平成24年3月	昭和62年4月から平成7年3月まで
7	平成27年3月	平成7年4月から平成15年3月まで

⑥ 秋田県議会事例集

昭和22年の一般選挙以降、平成15年までの議会の構成、運営等の事例をまとめたものである。

(6) 議会広報

① 広報紙「あきた県議会だより」

県議会の活動状況等を広く県民に周知する広報紙を年4回発行し、県内全世帯、各市町村・市町村議会、公民館・図書館、各高校・大学等図書室などに配布している。

一般・代表質問の要旨、常任・特別委員会の審査内容、主な可決議案、各議員の表決状況など議会ごとの概要のほか、常任・特別委員会の県内外調査、県議会からのお知らせ等を掲載している。

平成11年発行分から県議会ウェブサイトに掲載しているほか、県内在住の視覚障害者で希望する方には、点字版又は録音版を配布している。

② テレビ広報「みんなに発信！秋田県議会」

県議会の活動状況等を広く県民に紹介する15分間のテレビ広報番組を制作し、年6回放送している。

内容は、一般・代表質問の要旨、常任・特別委員会の審査の状況、県内調査の様子、県議会からのお知らせ等である。

令和3年放送分から県議会公式YouTubeチャンネルで録画配信しているほか、分割編集した動画をYouTubeで配信している。

③ 県議会ウェブサイト（アドレス：<https://pref.akita.gsl-service.net/>）

議長あいさつ、会議録（検索）、映像配信（ライブ、録画）、公式ソーシャルメディアバナー、議員紹介、審議日程・議会日程、新着情報等を掲載し、随時更新している。

④ ソーシャルメディア

X（旧Twitter）、Instagram、Facebook、YouTubeを活用し、議会日程や議会活動等について、即時性を活かしたタイムリーで視認性の高い発信を行っている。



X（旧Twitter）



Instagram



Facebook



YouTube

(7) 議会予算

令和8年度議会費当初予算

(単位：千円)

款 項	目	予算額	説 明		
			節	金 額	備 考
議 会 費		1,230,447			
	議 会 費	890,241	1. 報 酬 議員報酬 3. 職 員 手 当 等 期 末 手 当 4. 共 濟 費 7. 報 償 費 8. 旅 費 9. 交 際 費 10. 需 用 費 11. 役 務 費 12. 委 託 料 13. 使用料及び賃借料 18. 負 担 金 補 助 及び交付金 1. 全国議長会等負担金 2. 政務活動費交付金	395,520 164,883 40,232 349 51,866 1,500 1,282 15,151 52,545 8,720 158,193 5,673 152,520	定例会等応招旅費 14,992 委員会応招旅費 4,320 委員会活動等旅費 11,493 議員派遣旅費 8,966
	事 務 局 費	340,206	1. 報 酬 会計年度任用職員報酬 2. 給 料 一 般 職 給 3. 職 員 手 当 等 4. 共 濟 費 8. 旅 費 10. 需 用 費 11. 役 務 費 12. 委 託 料 13. 使用料及び賃借料 18. 負 担 金 補 助 及び交付金 1. 各種団体負担金	25,740 146,018 98,256 54,034 1,214 6,523 5,435 1,056 1,905 25 25	総務諸費 48,340 議事諸費 3,696 政務調査諸費 5,608

1 3 歴代正副議長一覧

代	議 長		副 議 長	
	氏 名	就退任年月日	氏 名	就退任年月日
1	成 田 直 衛	明12. 3. 18～	畠 山 雄 三	明12. 3. 18～
2	成 田 直 衛	明13. 11. 12～ 15. 10. 18	畠 山 雄 三	明13. 11. 12～ 15. 10. 18
3	成 田 直 衛	明15. 10. 19～ 16. 4. 9	佐 藤 順 信	明15. 10. 19～ 16. 4. 16
4	畠 山 雄 三	明16. 4. 9～	荒 谷 桂 吉	明16. 4. 17～
5	畠 山 雄 三	明17. 4. 24～ 18. 12. 12	荒 谷 桂 吉	明17. 4. 24～ 18. 12. 12
6	大久保 鉄 作	明18. 12. 14～	勝 又 平太郎	明18. 12. 14～
7	大久保 鉄 作	明20. 12. 27～ 21. 4. 28	佐 藤 敏 郎	明20. 12. 27～ 20. 12. ー
8	畠 山 雄 三	明21. 4. 28～ 22. 1. 16	伊 藤 直 純	明21. 5. 1～ 22. 1. 16
9	畠 山 雄 三	明22. 5. 17～	茂 木 亀 六	明22. 5. 17～
10	横 山 勇 喜	明24. 4. 7～ 24. 7. 31	武 石 敬 治	明22. 11. 28～ 23. 7. ー
11	畠 山 雄 三	明24. 9. 18～ 28. 8. 15	石 井 信	明23. 7. 16～
12	畠 山 雄 三	明28. 9. 11～ 28. 9. 21	石 井 信	明24. 4. 7～ 24. 7. 31
13	畠 山 雄 三	明28. 9. 25～ 29. 12. 5	石 井 信	明24. 9. 18～ 25. 10. ー
14	畠 山 雄 三	明29. 12. 5～ 31. 3. ー	木 村 久 蔵	明25. 11. 28～
15	荒 谷 桂 吉	明31. 4. 19～ 31. 12. 2	河 村 寅之助	明26. 7. 27～ 28. 8. 15
16	荒 谷 桂 吉	明32. 2. 25～ 32. 9. 24	須 藤 善一郎	明28. 9. 11～ 28. 9. 21
17	渡 辺 新 一	明32. 10. 16～ 35. 6. ー	須 藤 善一郎	明29. 9. 25～ 31. 3. ー
18	榊 田 清兵衛	明35. 11. 21～ 36. 9. 24	大日向 作太郎	明31. 4. 19～ 31. 12. 2
19	大日向 作太郎	明36. 10. 14～ 40. 9. 24	塩 田 団 平	明32. 2. 25～ 32. 6. 24
20	井 上 広 居	明40. 10. 21～ 44. 9. 24	山 本 庄 司	明32. 10. 16～ 36. 9. 24
21	渡 辺 文八郎	明44. 10. 22～大 4. 9. 24	内 田 平三郎	明36. 10. 14～ 40. 9. 24
22	土 田 万 助	大 4. 10. 1～ 8. 9. 24	内 田 平三郎	明40. 10. 21～ 44. 9. 24
23	進藤 作左エ門	大 8. 10. 22～ 12. 9. 24	藤 野 貞 助	明44. 10. 22～大 4. 9. 24
24	山 本 修太郎	大12. 10. 22～昭 2. 9. 24	土 田 正 作	大 4. 10. 18～ 8. 9. 24
25	鈴 木 安 孝	昭 2. 10. 21～ 3. 2. 10	湊 谷 伝之助	大10. 2. 2～ 12. 9. 2
26	片 野 重 脩	昭 3. 4. 17～ 5. 2. 20	伊 藤 多雅司	大12. 10. 22～昭 2. 9. 24
27	庄 司 易五郎	昭 5. 11. 25～ 6. 9. 24	片 野 重 脩	昭 2. 10. 21～ 3. 4. 17
28	山 本 修太郎	昭 6. 10. 19～ 10. 9. 24	佐々木 孝一郎	昭 3. 4. 17～ 5. 11. 25
29	金 子 為 吉	昭10. 10. 22～ 14. 9. 24	佐 藤 有 秀	昭 5. 12. 10～ 6. 9. 24
30	藤 肥 良 治	昭14. 10. 23～ 20. 12. 17	土 田 莊 助	昭 6. 10. 20～ 10. 9. 24
31	佐 藤 有 秀	昭20. 12. 17～ 22. 2. 10	藤 肥 良 治	昭10. 10. 22～ 12. 4. 1
32	平 沢 長 吉	昭22. 2. 10～ 22. 4. 15	児 玉 高 道	昭12. 7. 29～ 4. 9. 24
33	京 野 孝之助	昭22. 5. 15～ 25. 3. 1	関 威	昭14. 10. 23～ 20. 12. 17
34	菊 池 時之助	昭25. 3. 2～ 26. 4. 29	平 沢 長 吉	昭20. 12. 17～ 22. 2. 10
35	渋 谷 倉 蔵	昭26. 6. 1～ 30. 4. 29	浅 利 勇 吉	昭22. 2. 10～ 22. 4. 29
36	谷 藤 征 得	昭30. 5. 19～ 34. 4. 29	佐 藤 奎之助	昭22. 5. 15～ 24. 12. 26
37	中 田 直 敏	昭34. 5. 19～ 36. 7. 14	加賀谷 直 治	昭24. 12. 29～ 25. 3. 1

代	議 長		副 議 長	
	氏 名	就退任年月日	氏 名	就退任年月日
38	加賀谷 保 吉	昭36. 7.14～ 37. 5. 2	加賀谷 直 治	昭25. 3. 2～ 26. 4.29
39	佐 藤 善治郎	昭37. 5. 2～ 38. 4.29	成田 重右衛門	昭26. 6. 1～ 30. 4.29
40	大 塚 政市郎	昭38. 5.24～ 40. 7.10	青 山 倭	昭30. 5.19～ 34. 4.29
41	小 松 武 文	昭40. 7.10～ 42. 4.29	小山田 四 郎	昭34. 5.19～ 36. 7.14
42	佐 藤 育 秀	昭42. 5.12～ 44. 6.16	山 崎 良 造	昭36. 7.14～ 37. 6. 5
43	西 村 節 朗	昭44. 6.16～ 46. 4.29	荻 原 麟次郎	昭37. 6. 5～ 38. 4.29
44	田 口 鉄 藏	昭46. 5.12～ 48. 6.19	大野 忠右 _工 門	昭38. 5.24～ 40. 7.10
45	原 龍 一	昭48. 6.19～ 50. 4.29	柴 田 忠一郎	昭40. 7.10～ 42. 4.29
46	木 内 主 計	昭50. 5.12～ 54. 4.29	高 橋 清 一	昭42. 5.12～ 44. 6.16
47	中 田 初 雄	昭54. 5.10～ 58. 4.29	佐 藤 久 一	昭44. 6.16～ 46. 4.29
48	中 田 初 雄	昭58. 5. 6～ 60. 6.14	岡 部 正 徳	昭46. 5.12～ 48. 6.19
49	檜 岡 貞 龍	昭60. 6.14～ 62. 4.29	佐々木 守 一	昭48. 6.19～ 50. 4.29
50	加 藤 義 孝	昭62. 5.12～平元. 6. 9	鈴 木 伝 八	昭50. 5.12～ 54. 4.29
51	田 中 昌	平元. 6. 9～ 3. 4.29	金 子 恭 三	昭54. 5.10～ 58. 4.29
52	北 林 照 助	平 3. 5. 9～ 5. 6.21	阿 部 隆之介	昭58. 5. 6～ 60. 6.14
53	柴 田 康二郎	平 5. 6.21～ 7. 4.29	二 田 孝 治	昭60. 6.14～ 61. 6. 3
54	谷 藤 昌 二	平 7. 5.11～ 9. 6.10	阿 部 隆之介	昭61. 9.16～ 62. 4.29
55	北 林 康 司	平 9. 6.10～ 11. 4.29	堀 江 勇 吉	昭62. 5.12～平元. 6. 9
56	安 杖 正 義	平11. 5.11～ 13. 5.15	佐 藤 善 三	平元. 6. 9～ 3. 4.29
57	津 谷 永 光	平13. 5.15～ 15. 4.29	伊 藤 憲 一	平 3. 5. 9～ 4. 9.14
58	鈴 木 洋 一	平15. 5.13～ 17. 6.15	武 田 賢 亮	平 4. 9.14～ 7. 4.29
59	辻 久 男	平17. 6.15～ 18. 1.19	藤 原 俊 久	平 7. 5.11～ 9. 6.10
60	中 泉 松之助	平18. 1.19～ 19. 4.29	吉 田 久 男	平 9. 6.10～ 11. 4.29
61	大野 忠右 _工 門	平19. 5.10～ 21. 8. 6	中 泉 松之助	平11. 5.11～ 13. 5.15
62	富 樫 博 之	平21. 8. 6～ 23. 4.29	長谷部 誠	平13. 5.15～ 15. 4.29
63	大 里 祐 一	平23. 5.11～ 25. 5. 9	穂 積 志	平15. 5.13～ 17. 6.15
64	能 登 祐 一	平25. 5. 9～ 27. 4.29	土 谷 勝 悦	平17. 6.15～ 19. 4.29
65	渋 谷 正 敏	平27. 5.11～ 29. 5.11	安 藤 豊	平19. 5.10～ 21. 6.12
66	鶴 田 有 司	平29. 5.11～ 31. 4.29	小 田 美恵子	平21. 6.12～ 23. 4.29
67	加 藤 鉦 一	令元. 5.13～ 3. 5.13	小 松 隆 明	平23. 5.11～ 25. 5. 9
68	柴 田 正 敏	令 3. 5.13～ 5. 4.29	佐 藤 健一郎	平25. 5. 9～ 27. 4.29
69	北 林 丈 正	令 5. 5.15～ 7. 5.14	近 藤 健一郎	平27. 5.11～ 29. 5.11
70	工 藤 嘉 範	令 7. 5.14～	竹 下 博 英	平29. 5.11～ 31. 4.29
71			佐 藤 賢一郎	令元. 5.13～ 3. 5.13
72			杉 本 俊比古	令 3. 5.13～ 5. 4.29
73			鈴 木 健 太	令 5. 5.15～ 6.11.26
74			島 田 薫	令 6.11.26～

秋 田 県 勢 の 概 要

1 秋田県の歴史

本県では2万数千年前の石器が見つかっており、この時代の遺跡としては大仙市の米ヶ森遺跡が知られている。また、約1万3千年前に始まった縄文時代の後期になると配石遺構が多く造られるようになり、鹿角市にある特別史跡大湯環状列石や北秋田市にある国指定史跡伊勢堂岱遺跡は縄文時代の日本を代表する遺跡である。その後、2千数百年前に北九州で始まった弥生文化は秋田県にも達し、秋田市地蔵田遺跡等で多くの土器が出土している。しかし、その後は中央政府には組み込まれることなく独自の文化を維持した東北北部のうち、秋田地方が史書に現れる最初は齊明天皇時代(658)年の阿倍比羅夫あべのひらふの水軍北上によるものである。

和銅5年（712年）	出羽国（でわのくに）誕生
天平5年（733年）	出羽柵（秋田城）が高清水岡へ移転
慶長7年（1602年）	佐竹氏が常陸54万石から秋田20万石に移封
明治4年（1871年）	廃藩置県により秋田県成立

2 地勢・気候

(1) 地勢

本県は首都東京のほぼ真北約450kmの日本海沿岸にあって、面積11,637.69平方km（全国6位）、13市9町3村に区画され、周囲は奥羽山脈を隔てて東は岩手県に、南は山形、宮城の両県と隣接し、北は本州最北端の青森県と境して景勝地国立公園十和田湖を分け、西は日本海に面している。

東の県境の奥羽山脈に沿って那須火山帯が縦走して、八幡平、駒ヶ岳、栗駒山の諸火山と田沢、十和田の両カルデラ湖を形成し、西に平行する出羽丘陵に沿って鳥海火山帯が走り、その南端部にそびえる鳥海山は東北第二の高さ（2,236m）を誇っている。県北には、鷹巣、大館、花輪の諸盆地、県南には横手盆地などがあるほか、一方、雄物川、米代川、子吉川などの河川に沿って肥沃な耕地が広がり、その下流の秋田、能代、本荘の各平野には、多くの都市が発展している。

(2) 気候

気候は出羽山地によって海岸部と内陸部に二分され、海岸部は全般的に対馬海流の影響で暖かく降雪も少ないが、内陸部は、夏は比較的高温で冬は低温多雪である。

区 分	秋 田 市	札 幌 市	仙 台 市	新 潟 市
最 低 気 温 (°C)	-5.4	-8.6	-5.3	-2.2
最 高 気 温 (°C)	37.0	35.7	37.4	37.8
年 平 均 気 温 (°C)	13.4	11.0	14.6	15.1
年 降 水 量 (mm)	2,148.5	1,135.5	1,043.5	2,200.0

資料：気象庁ウェブサイト（2025年気象データ）

3 総人口、年齢別人口及び世帯数

(1) 総人口

令和7年10月1日現在における秋田県の総人口は878,798人で、前年に比べ17,427人（1.94%）減少した。

令和7年1年間の自然動態をみると、出生数は3,076人、死亡数は17,095人で、出生数から死亡数を差し引いた自然増減数は14,019人の減少となり、自然減少率は1.56%であった。

また、社会動態をみると、県内への転入者が11,628人、県外への転出者が15,036人で、転入者から転出者を差し引いた社会減少数は3,408人となり、社会減少率は0.38%であった。

（単位：人、%）

年次	総人口	自然動態			社会動態		
		出生	死亡	増減率	転入	転出	増減率
平成24	1,063,143	6,505	14,798	-0.77	13,956	17,578	-0.34
25	1,050,132	6,248	15,016	-0.82	13,797	18,040	-0.40
26	1,036,861	6,077	14,862	-0.84	13,440	17,926	-0.43
27※	1,023,119	5,988	14,909	-0.86	12,959	17,748	-0.46
28	1,009,659	5,739	15,099	-0.91	13,323	17,423	-0.40
29	995,374	5,461	15,493	-0.99	12,498	16,751	-0.42
30	980,684	5,116	15,396	-1.03	12,122	16,532	-0.44
令和元	965,927	4,863	15,703	-1.11	12,618	16,535	-0.40
2※	959,502	4,508	15,520	-1.14	11,899	14,809	-0.30
3	944,874	4,383	16,019	-1.21	11,447	14,439	-0.31
4	929,915	4,105	16,507	-1.31	12,098	14,655	-0.27
5	913,514	3,760	17,669	-1.50	12,294	14,786	-0.27
6	896,225	3,366	17,616	-1.56	11,745	14,784	-0.33
7	878,798	3,076	17,095	-1.56	11,628	15,036	-0.38

※印は、平成27年、令和2年の総人口は国勢調査による。

資料：秋田県企画振興部調査統計課「令和7年 秋田県の人口（秋田県年齢別人口流動調査報告書）」

(2) 年齢別人口

令和7年10月1日現在の本県の総人口について、年齢3区分別の割合を前年と比較すると、15歳未満人口は0.3ポイント、15～64歳人口は0.2ポイント減少したが、65歳以上人口では0.6ポイント増加した。

(単位：人、%)

年次	総人口	15歳未満人口	15～64歳人口	65歳以上人口	年齢別割合		
					15歳未満人口	15～64歳人口	65歳以上人口
平成22※	1,085,997	124,061	639,633	320,450	11.4	59.0	29.6
23	1,075,058	121,221	633,130	318,854	11.3	59.0	29.7
24	1,063,143	118,079	617,868	325,343	11.1	58.2	30.7
25	1,050,132	114,769	602,794	330,716	10.9	57.5	31.5
26	1,036,861	111,631	585,373	338,004	10.8	56.6	32.7
27※	1,023,119	106,041	565,237	343,301	10.5	55.7	33.8
28	1,009,659	103,338	550,243	347,538	10.3	55.0	34.7
29	995,374	100,402	535,356	351,076	10.2	54.2	35.6
30	980,684	97,400	520,829	353,915	10.0	53.6	36.4
令和元	965,927	94,669	506,896	355,822	9.9	52.9	37.2
2※	959,502	92,855	506,960	359,687	9.7	52.8	37.5
3	944,874	89,904	495,364	359,606	9.5	52.4	38.1
4	929,915	86,502	484,454	358,959	9.3	52.1	38.6
5	913,514	82,961	474,037	356,516	9.1	51.9	39.0
6	896,225	79,341	462,558	354,326	8.9	51.6	39.5
7	878,798	75,478	451,264	352,056	8.6	51.4	40.1

※印は、平成22年、平成27年、令和2年の総人口は国勢調査による。

資料：秋田県企画振興部調査統計課「令和7年 秋田県の人口（秋田県年齢別人口流動調査報告書）」

(3) 世帯数

令和7年10月1日現在の世帯数は382,231世帯で、前年に比べて2,035世帯（0.53%）減少した。これを1世帯当たりの人員でみると2.30人となり、前年に比べて0.03人の減少となった。

(単位：世帯、%、人)

年次	世帯数	世帯増減率	1世帯あたり人員
昭和60	350,976	2.20	3.57
平成2	358,562	2.16	3.42
7	374,821	4.53	3.24
12	389,190	3.83	3.06
17	393,038	0.99	2.91
22	390,136	-0.74	2.78
27	388,560	-0.40	2.63
令和2	385,187	-0.87	2.49
3	385,720	0.14	2.45
4	386,239	0.13	2.41
5	385,499	-0.19	2.37
6	384,266	-0.32	2.33
7	382,231	-0.53	2.30

(注) 表中二重線から上の数値は国勢調査による。

資料：秋田県企画振興部調査統計課「令和7年 秋田県の人口（秋田県年齢別人口流動調査報告書）」

4 県財政

令和8年度当初予算は、「秋田県総合計画～秋田再興への第一歩～」の初年度として、8つの政策に基づく施策・事業を中心に編成されている。

一般会計総額は6,041億円、対前年度当初予算に比べて、55億円（0.9%）の増加となっている。

一般会計歳入歳出予算（令和8年度当初予算）

（単位：百万円、%）

一般会計歳入			一般会計歳出		
区分	金額	構成比	区分	金額	構成比
総額	604,145	100.0	総額	604,145	100.0
県税	99,270	16.4	人件費	143,463	23.7
地方消費税清算金	56,214	9.3	公債費	92,872	15.4
地方譲与税	23,156	3.8	公共事業	92,560	15.3
地方特例交付金	5,140	0.9	補助事業	48,898	8.1
地方交付税	195,776	32.4	単独事業	16,238	2.7
（地方交付税+臨時財政対策債）	（195,776）	（32.4）	災害復旧事業	14,153	2.3
国庫支出金	79,405	13.1	国直轄事業負担金	13,271	2.2
繰入金	45,076	7.5	その他投資的経費	23,881	4.0
うち財政2基金からの繰入	20,485	3.4	社会保障関係経費	80,024	13.2
諸収入	36,408	6.1	一般行政経費	171,345	28.4
県債	53,877	8.9			
一般会計債等	53,877	8.9			
臨時財政対策債	0	0.0			
その他	9,823	1.6			

（注） 端数処理の関係で計・率が一致しない場合がある。

（参考）当初予算規模の推移

（単位：億円、%）

年度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
予算額	5,886	5,825	5,842	5,986	6,041
前年度比	△2.8	△1.0	0.3	2.5	0.9